

令和6年7月5日～6日

住居表示実施に伴う手続き説明会
質疑応答

- 古物営業届出・許可について、しおりには手続きは不要で書き換えを望む場合は警察署に問い合わせをと記載してありますが、事前に警察署に問い合わせたら手続きをした方が良いと言われました。この場合、どちらに従った方が良いでしょうか。
⇒住居表示手続きのしおりについては、関係機関に全て原稿を確認したうえで作成しております。その中で手続き先としおりとの相違がございました場合は、各手続き先のご案内に従っていただきますようお願いいたします。
- 住居表示証明書は8月1日の実施日以降に郵送される認識でよろしいでしょうか。また、足りない場合はどうすれば良いでしょうか。
⇒実施日である令和6年8月1日当日にお届けできるように前日に郵便局への引き渡し等行い、発送する予定です。また、不足の場合には実施日以降に市民課窓口にて申請いただければ無料で証明書を交付いたします。その際、事前に必要部数等お電話いただければ、あらかじめご用意いたします。
- 不動産登記の表題部について、手続きのしおり内の例には拝島町から代官山一丁目と記載されていますが、こちらは土地の所在する位置によって丁目部分も変更になりますか。また、変更になる場合、何丁目かわからないときはどうすればよいですか。
⇒土地の所在する場所によって、表題部の町名部は代官山一丁目～三丁目のいずれかに変更となります。地番が何丁目になるかわからない場合は、近日中に市公式ホームページにて公開する地番対照表をご覧ください。住居表示担当までご連絡ください。
- 介護事業を営んでおり、事業所の所在は市内の住居表示実施区域外にありますが、法人の所在が住居表示実施区域内にあります。その場合、介護福祉課にて事業所の登録変更手続きを行わなければいけないでしょうか。
⇒届出や手続きは必要ありませんが、市の介護福祉課へ一度ご連絡いただけると幸いです。

- 代官山の由来や決定した理由について教えてください。
⇒代官山という名前は、拝島町の小字となっていることから緑地や交差点の名前に使用されており、室町時代に扇谷上杉氏の代官が館を構えていたと語り継がれていることに由来します。この町名は住居表示審議会で、町名公募の結果を参考に慎重に検討を行い市議会に提案され、議決されて決定となりました。
- 不動産登記に関して、表題部は職権で修正していただけるということですが、共同担保目録の欄についても手続き不要で変更となりますか。
⇒法務局のほうで職権にて修正します。
- 銀行の通帳等の住所変更についてどのように手続きすればよいですか。また、住居表示証明書の添付は必要ですか。
⇒銀行など金融機関での住所変更手続きにつきましては、お手数をおかけしますが各金融機関にお問い合わせください。また、必要書類につきましても各申請先の判断によって異なりますのでお手数ですが各金融機関にお問い合わせください。
- 住居表示証明書が 10 通届くという事ですが、全ての手続きで必要となりますか。
⇒提出先となる各関係機関の判断になりますが、基本的には、住居表示が実施されたことの証明の提出を求められた際に必要となるものです。
- 介護保険証の発行機関が他の自治体である場合、その自治体への手続きは必要ですか。
⇒担当課が他自治体へ連絡しますので、個人でのお手続きは不要です。
- 法人登記の期間について 2 週間とありますが、法務局には 8 月 14 日までに提出すればいいですか。
⇒実施日より 2 週間以内に登記申請の手続きが必要と理解しております。
- 住居表示証明書について、いつぐらいに届きますか。
⇒前日に郵便局への引き渡し等行い、8 月 1 日に投函できるよう、手筈を整えているところです。